令和２年度
十島村立学校情報通信ネットワーク環境整備事業
仕様書

令和２年５月

鹿児島県　十島村

目次

１．　事業名 3
２．　背景・目的 3
３．　事業概要 3
４．　履行場所 3
５．　履行期間 4
６．　提出書類 4
（１）提出物 4
（２）提出方法 4
（３）提出物の主たる提出場所 4
７．　受注者に求める要件 4
８．　業務詳細 5
（１）共通事項・前提条件 5
（２）業務上の留意点 5
（３）ネットワーク設計業務 5
（４）校内 LAN 整備業務 5
（５）電源キャビネット整備業務 7
（６）端末キッティング業務 7
９．　構築要件 7
（１）想定スケジュール 7
（２）プロジェクト体制 7
１０．　その他 8
（１）業務の再委託 8
（２）知的財産権の帰属等 8
（３）機密保持 8
（４）契約不適合担保責任 8
（５）法令等の遵守 8
（６）応札条件 9
（７）特記事項 9

１．事業名

十島村立学校情報通信ネットワーク環境整備事業

２．背景・目的

文部科学省『GIGA スクール構想の実現』における、児童生徒１人１台端末及び高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備する方針を踏まえ、本村の教育ネットワークのうち、学校内のネットワーク環境（以下、「校内 LAN」という。）を整備する。本村の全学校の校内 LAN の整備を通して、教育 ICT 環境の高度化を実現し、ICT を活用した学習活動のさらなる充実を図ることを目的とする。

３．事業概要

本事業は、以下の 4 業務より構成される。

（1）ネットワーク設計業務

児童生徒１人１台端末を有効に活用する為、学校の校内 LAN（無線 LAN 含む）について、最適な通信ネットワークの設計に係る業務

（2）校内 LAN 整備業務

ネットワーク設計業務を踏まえた学校の校内 LAN の機器更新及び LAN 配線の整備に係る業務（既存設備の撤去・廃棄作業を含む）

（3）電源キャビネット整備業務

本事業とは別に調達される児童生徒用端末について、保管する電源キャビネットの整備に係る業務

（4）端末キッティング業務

本事業とは別に調達される児童生徒用端末について、初期設定等のキッティングに係る業務

４．履行場所

以下の拠点において、各業務を履行すること。

項番	学校名	所在地	電話番号
1	口之島小中学校	十島村口之島 19	09912-2-2458
2	中之島小中学校	十島村大字中之島 131	09912-2-2102
3	諏訪之瀬島小中学校	十島村諏訪之瀬島 90	09912-2-2378
4	平島小中学校	十島村平島 120	09912-2-2031
5	悪石島小中学校	十島村悪石島 64-1	09912-3-2157
6	小宝島小中学校	十島村小宝島 21-23	09912-4-2057
7	宝島小中学校	十島村宝島 78	09912-4-2055

５．履行期間

契約締結日から令和３年３月 31 日

６．提出書類

（１）提出物

構築完了後に次の書類を紙媒体および電子データで提出すること。内容は本村担当者と協議し、承認を得たものを提出すること。

No.	提出物	内容
1	作業計画書	業務目的、業務実施体制、実施内容、工程表、実施管理方法を計画として記載したもの。
2	基本設計書	本仕様書の要求仕様に基づき、実装すべき機能やハードウェア構成、ネットワーク構成を記載したもの。
3	詳細設計書	基本設計書に基づき、各機器等に設定するパラメータの設定根拠、設定ルール、設定パラメータの値等を記載したもの。
4	導入機器一覧	本仕様書の要求仕様に基づき、導入した機器を記載したもの。
5	試験成績書	試験の内容について記載したもの及びその結果を記載したもの。ケーブル試験報告書を含む。
6	校内配線図	学校内の LAN 配線経路等を記載したもの。
7	工事写真	施工前・施工後について写真で記録したもの。

（２）提出方法

ドキュメント等の納品物については、紙媒体及び磁気媒体等（DVD-R、CD-R 等）にて提出すること。また日本語で提出すること。

電子データは、二次利用や資料更新を考慮し、原則として編集可能な形式（Microsoft Office 形式等）であること。

（３）提出物の主たる提出場所

鹿児島県鹿児島市泉町 13 番 13 号

十島村教育委員会　教育総務課

７．受注者に求める要件

(ア) 本村と同規模もしくは同規模以上の類似案件の構築実績があること。

(イ) 施工にあたっては、建設業法など各種法令を遵守すること。

(ウ) 品質マネジメントシステム（ISO9001)、セキュリティマネジメントシステム（ISMS/ISO27001）を取得していること。

８．業務詳細

（１）共通事項・前提条件

(ア) 本調達で納入する機器の設置・設定を行うこと。また、設置にあたり、機器の転倒・転落の防止策やケーブルの抜け防止等を考慮した対応を行うこと。

(イ) 電源工事が必要な場合は電源工事を行うこと。電源盤等の増設や改修が必要な場合は別途本村と協議すること。必要な場合は電源タップも本調達内にて用意すること。

(ウ) 本書に記載がないものであっても、本業務を実現するために必要となるハードウェアやソフトウェアがあれば、本調達内で用意すること。

(エ) 設置部材（取付金具、ネジ類）は、本調達内で用意すること。

(オ) サプライチェーン・リスクを考慮した製品を選定すること。

(カ) 入札時点で製品化されていないものを納入する場合は、技術的要件を満たし、期限までに製品化し納入できることを誓約する書面を提出すること。

(キ) 機器のファームウェア、ソフトウェア等は原則最新のものを納入すること。

(ク) 納入する機器の正常性及び、各機器間の全ての通信における正常性を確認すること。検査に必要な機材及び費用等については、受注者の負担とする。

(ケ) 保守・運用については本事業の対象外ではあるが、故障や障害時の対応方法や復旧時間、サポート体制については十分に考慮すること。

（２）業務上の留意点

(ア) 受託者は現地調査・構築にあたり、作業計画書を作成し、本村の承認を受けること。

(イ) 学校内での作業の具体的な日程調整は受託者が行うこと。調整先は本村が提示する。

(ウ) 学校内での作業においては、可能な作業は事前に実施し、時間短縮に努めること。

（３）ネットワーク設計業務

(ア) 学校内の既存ネットワークは教育系の他、行政系、情報系等も運用していることから、現地調査を行い、セキュリティポリシ等を十分考慮し設計すること。

(イ) 無線 LAN の整備箇所については、各教室、体育館、グラウンド等で端末利用可能となるよう、本村と協議し設計すること。

(ウ) 納入機器への雷害および塩害対策を考慮した設計とすること。

(エ) 設計した内容は文書化し、本村に承認を得ること。

（４）校内 LAN 整備業務

各学校施設内のネットワークを構成する機器の調達・整備を行うこと。既存設備については本村の指示に従い撤去・廃棄を行うこと。

調達する機器一覧を以下に示す。同等または同等以上の機器で納入する場合は機能証明を提出すること。

機器一覧

名称	型番	メーカー	数量
ルータ	AT-AR3050S	アライドテレシス	7
コアスイッチ装置	AT-XS916MXT	〃	11
	AT-StackXS/1.0	〃	8
フロアスイッチ装置	AT-XS916MXT	〃	10
集線スイッチ装置 A	AT-x230-10GT	〃	21
集線スイッチ装置 B	AT-x230-18GT	〃	1
PoE スイッチ装置	AT-x230-18GP	〃	15
無線 LAN アクセスポイント A	AT-TQm5403	〃	49
無線 LAN アクセスポイント B	WAPS-300WDP	バッファロー	7

(ア)機器設置・設定

本調達で納入する機器について、ネットワーク設計業務にて設計した内容に基づき、設置・設定を行うこと。

a. 設置場所については原則、既存機器と同一とする。
b. 納入する機器についてはラベリングを行うこと。記載内容については本村の指示する内容とする。

(イ)LAN 配線

各機器間、各教室の壁面等の情報コンセント及び無線 LAN アクセスポイントまでの配線を実施すること。

a. 10GE に対応した Category6A 以上の配線を敷設すること。
b. ケーブルルートについては原則、既存敷設ケーブルルートとする。既存ケーブルルートでの配線が困難な場合、および新規配線の場合は、別途本村と協議すること。
c. 配線後、ケーブル損失測定を実施し、ケーブル試験報告書として以下を提出すること。
   - 試験成績書
   - 校正証明書
   - トレーサビリティ体系図
d. 敷設ケーブルの両端に、接続先等をラベリングすること。
e. 配線を行う際、区画や壁の貫通工事がある場合は本村と協議の上実施すること。
f. 露出する場合はモール等で保護すること。
g. LAN 配線工事にかかわる附帯工事費用及び諸費用等は、全て工事費に盛り込むこと。

（5）電源キャビネット整備業務

調達する電源キャビネットを以下に示す。同等または同等以上の機器で納入する場合は機能証明を提出すること。

電源キャビネットの設置については建物に固着させること。また、雷害対策を施した電源を供給すること。

電源キャビネット

名称	型番	メーカー	数量
タブレット充電保管カート	E36c+	アバー・インフォメーション	7

（6）端末キッティング業務

本事業とは別に調達する Windows 端末 136 台について、以下のキッティング作業を行うこと。詳細については本村と協議し決定すること。

（ア） 全ての端末にラベリング等の表示を行うこと。

（イ） 端末初期設定を行うこと。

（ウ） ネットワーク設計に基づいた設定を行うこと。ネットワーク接続が可能なことを確認すること。

（エ） 本村の指示するソフトウェア等のインストールを行うこと。

9．構築要件

（1）想定スケジュール

原則として以下の通りとする。

	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月
契約	▲									
現地調査	↔	↔								
設計		↔								
物品調達		↔	↔							
配線工事			↔	↔	↔					
機器工事				↔	↔	↔				
調整試験				↔	↔	↔				
端末試験							↔	↔	↔	
成果物									↔	↔

なお、具体的なスケジュールは、別途村と協議する。

（2）プロジェクト体制

本業務の遂行に関するプロジェクト実施体制を敷くこと。

(ア) プロジェクト体制の作成にあたっては、プロジェクトマネージャ（体制責任者)、プロジェクトリーダー（現場責任者)、役割、連絡先を明確にし、体制図を作成・提出すること。

(イ) プロジェクトマネージャ及びプロジェクトリーダーを、それぞれ１ 名以上配置すること。

(ウ) プロジェクトマネージャまたはプロジェクトリーダーについては、同規模以上の類似案件の構築実績があること。

(エ) 外部組織、協力会社などが存在する場合、その関係、役割、作業分担、責任範囲、指揮系統を明確にし、体制図に明記すること。

１０．その他

(１) 業務の再委託

本委託業務の一部を再委託する場合は、あらかじめ本村から承諾を得ること。

(２) 知的財産権の帰属等

知的財産権等については、委託契約書（案）による。

(３) 機密保持

受託者は、本調達に係る作業を実施するに当たり、本村から取得した資料（電子媒体、文書、図面等の形態を問わない。）を含め契約上知り得た情報を、第三者に開示又は本調達に係る作業以外の目的で利用しないものとする。但し、次のいずれかに該当する情報は、除くものとする。

(ア) 取得した時点で、既に公知であるもの

(イ) 取得後、受託者の責によらず公知となったもの

(ウ) 法令等に基づき開示されるもの

(エ) 本村から秘密でないと指定されたもの

(オ) 第三者への開示又は本調達に係る作業以外の目的で利用することにつき、事前に本村と協議の上、承認を得たもの

(４) 契約不適合担保責任

検収後１年間において、納入成果物に瑕疵があることが判明した場合には、受託者の責任及び負担において、本村が相当と認める期日までに補修を完了するものとする。

(５) 法令等の遵守

受託者は、民法（明治 29 年法律第８９号)、刑法（明治 40 年法律第４５号)、著作権法、不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成１１年法律第１２８号）等の関係法規を遵守すること。

受託者は、個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号）及び受託者が定めた個

人情報保護に関するガイドライン等を遵守し、個人情報を適正に取り扱うこと。

（６）応札条件

本調達における十島村立学校情報通信ネットワーク環境整備事業実施要項を参照すること。

（７）特記事項

（ア）本調達案件は、令和元年度補正予算による実施を前提とするものであり、当該予算の実施承認が遅延する、或いは中断される事態が生じた場合には、本村と受託者との間でその対応策について、別途協議するものとする。

（イ）本仕様に疑義が生じた場合は、本村と協議の上決定することとする。